

## 令和5年度 第3回鈴鹿市総合教育会議 議事要点録

- 1 日 時 令和6年2月13日(火) 15:05~16:36
- 2 場 所 鈴鹿市役所本館6階庁議室
- 3 出席者 市長、教育長  
教育委員：下古谷博司、笠井智佳、松嶋康博、服部直美  
(順不同、敬称略)
- 4 説明者 教育次長、教育委員会事務局参事、参事兼教育総務課長、参事兼教育政策課長、学校教育課長、参事兼教育指導課長、教育支援課長、教育指導課部活動地域移行準備室長、部活動地域移行準備室主幹
- 5 事務局 政策経営部長、参事兼総合政策課長、総合政策課政策グループリーダー、総合政策課主幹
- 6 傍聴人 3人
- 7 内 容 下記のとおり

### (1) 開会

#### 《事務局》

- ・開会挨拶

#### 《市長から挨拶》

- ・市長挨拶

#### 《事務局から市長へ司会進行の交代》

### (2) 事項2について

#### 《教育指導課長から「休日の学校部活動の地域移行について」資料1-1、1-2に基づき説明》

- ・それでは、「休日の学校部活動の地域移行」について説明する。パワーポイント

ト資料を御覧いただき、目次にあるように4つの章立てにより説明させていただく。

・まず、学校部活動を地域移行することとなった経緯について説明する。学校部活動を地域移行する目的としては、大きく2つのことが挙げられる。

・1点目の理由については、1ページを御覧いただきたい。スポーツ庁が作成した「中学校在学者数及び運動部活動数」のグラフからも分かるが、棒グラフが示しているように少子化の影響を受け、中学生が減少することに伴い、オレンジ色の折れ線グラフが示している運動部活動数も減少していることが分かる。本市においても、少子化の影響により、今後10年で約1,200人の減少が見込まれており、人員不足により、団体チームが編成できず、大会出場の機会を失ったり、学級規模が縮小することにより教員数が減少し顧問数が制限されたりするなど、学校部活動の運営に支障をきたすことが憂慮される。

・次に2点目の理由として、2ページの「教諭の一日当たり在校等時間の内訳」を御覧いただきたい。こちらは、市内中学校における休日の部活動指導に関わった顧問教員数と、1人当たりの休日の部活動指導時間を月ごとに表したものである。月ごとでばらつきはあるが、本来、休みである休日に多くの教員が多くの時間を割いていることが分かる。本市においても、少子化の影響や教員の時間外労働時間が看過できない状況にあることから、地域移行を進めていく必要がある。こうしたことを踏まえ、地域移行では、国がこれまでに示してきたように、少子化の影響と教員の働き方改革を一体的に改善していく必要がある。

・3ページに記載にあるとおり、学校部活動の目的は、責任感や連帯感を涵養することなどが挙げられるが、地域移行後の新たな地域クラブ活動においても、こうした教育的意義を継承しながら、生徒が自主的に活動できる場所として整備していくことが求められる。

・4ページにあるとおり、鈴鹿市においては、平成28年3月に「鈴鹿市運動部活動指針」を策定した。その後、国や県がガイドラインを策定し、平成31年の県の改訂を踏まえ、令和2年3月に「鈴鹿市運動部活動指針」を改訂した。その改訂の内容として、平日の活動時間を2時間以内、休日の活動時間を3時間以内とするとともに、休養日として週当たり2日を設定した。なお、休養日のうち、1日は週休日とすることとした。また、部活動は、強制的に行う活動ではなく、任意加入としており、生徒の自主的、自発的な活動としている。

・5ページでは、先ほど説明した課題の解決に向け、本市として、従来どおり平日は学校部活動を実施し、休日については、段階的に地域クラブ活動に移行していくことを予定している。想定される形態として、下図左側に示した形態、拠点型での活動では、市内に数ヶ所の活動場所を設定し、複数の学校の生徒が参加することとなる。また、下図右側に示した形態、学校単位型の活動では、現在、休

日に活動している学校部活動へ指導者を派遣する形態となる。今後、本市の実情に最も適した形態となるよう、調査研究に努めていく。

- ・次に本年度、部活動地域移行準備室において取り組んできた内容について説明する。6ページに記載のとおり、昨年度、330人の教員を対象に部活動地域移行後の指導従事希望調査を行った。その結果、グラフにもあるように、約21%にあたる69名の教職員が、地域移行後も指導に携わる意思があると回答している。

- ・7ページに記載のとおり本市の取組として、令和4年度から部活動指導員を任用しており、部活動顧問の負担軽減に努めている。左表「部活動指導員の配置状況」は、昨年度からの部活動指導員の配置状況を示している。部活動指導員は1人当たり210時間従事可能となっているが、210時間を2人で分割して、105時間ずつ従事するなど複数の指導員を配置している学校もある。右の表「令和5年度休日における部活動指導時間の削減状況」は、部活動指導員によって削減された部活動顧問の指導時間をまとめたものである。部活動指導員の任用月に違いはあるが、月ごとの顧問1人当たりの削減時間を算出したところ、平均3.83時間削減された。

- ・8ページを御覧いただきたい。今年度から、協議会を立ち上げ、協議会の委員として、学識経験者や保護者の代表者など、多方面から意見を聴取し、取組に反映させている。協議会は、これまで2回実施し、第3回については、令和6年3月4日の実施を予定し、次年度の取組について協議する。

- ・9ページに記載のとおり、先進地視察として、四日市市と静岡県焼津市を訪問した。四日市市には、学校部活動の種目に対応できる総合型地域スポーツクラブがあることから、その取組内容を確認させていただくために、年度当初に訪問した。四日市市では、令和8年度に休日の学校部活動を完全に地域へ移行することをめざしている。学校単位型の形態で、3つの総合型地域スポーツクラブから3中学校の12部活動へ指導者を派遣している。また、拠点型活動の形態で、3種目を月1回程度実施するなど地域移行を進めている。

- ・続いて、静岡県焼津市について、焼津市には9中学校があり、本市と同規模の中学校数となっていることや令和4年度から、地域クラブ活動を段階的に実施していることから、視察を実施した。焼津市では、令和6年度に休日の学校部活動を完全に地域へ移行することをめざしており、すべての休日で実施するとともに、学校部活動にない種目も設置すると聞いている。

- ・国が令和7年度までを改革推進期間としており、鈴鹿市としても、その間にモデル事業での検証を重ね、令和8年度に休日の学校部活動を完全に地域へ移行することをめざし、令和6年度は8部活動、令和7年度は13部活動で年6回程度、モデル事業を実施していく。

- ・10ページを御覧いただきたい。今年度、地域移行のモデル事業として、昨年

11月と今年の1月にソフトテニスで実施した。

・モデル事業の成果と課題を整理したものを11ページに記載した。こちらは、モデル事業実施後に、参加生徒を対象としたアンケート結果である。内容としては、技能の上達度や楽しさ、他校の生徒と活動してどうか、満足度などについてアンケートを行った。12ページにてとりまとめたものを記載し、モデル事業の成果として生徒アンケートから、技能上達度や満足度について肯定的な回答が多数ある一方、課題として、保護者アンケートから、「送迎」、「費用」、「指導」について意見があり、今後も、どのように解決していくべきか、協議会において協議していく。

・今回モデル事業を実施する際に、指導者を確保することが、最も困難であったことから、今後、指導者の確保に向けた取組を推進していく必要がある。13ページに記載したように三重県が管理運営する人材バンクを活用し、競技団体から情報を求めたりするなど、指導者の確保に努めていくが、指導を希望する現役教職員が一定数いることから、兼職兼業の体制整備を図り、教職員も従事できる仕組みを構築していく。

・最後に今後の取組について、14ページについては、A3の資料1-2にて説明する。令和6年度は、今年度実施したソフトテニスに加え、陸上競技や卓球など、新たに7種目で実施する予定であり、令和7年度には、野球やサッカーなど5種目を加え、令和8年度の休日の学校部活動が完全に地域移行できるよう、段階的に実施種目の拡大を図っていく。

・15ページでは、今後、想定される課題についてまとめた。運営主体をどこにするか、いくつの活動を設定するかどのような種目で活動するかなど、課題があるが、モデル事業や協議会、関係各課との連携を密にしながら課題解決に努めていく。

・16ページの上の表は、現行の学校部活動の体制をまとめたものである。平日も休日も学校の教育活動として位置付けられている。なお、地域移行後については下の表のような、活動内容となる。平日は、現行どおり学校部活動、休日は地域クラブ活動となり、学校教育活動外となる。指導者については、地域人材などを活用し、指導を希望する教職員については、兼職兼業の申請を行い、指導に携わることも可能としていく。

・17ページのとおり、現行の学校部活動では、少子化の影響でチーム編成や練習内容に支障をきたすことや教員の負担感が憂慮される。令和8年度以降の地域移行により、生徒のニーズに応えるとともに、教員の働き方改革にも目を向けていく必要がある。生徒にとっては、希望する活動の場が地域にあり、専門的な指導を受けることができるようになる。

・教員にとっては、休日の時間外勤務時間の削減や部活動指導の負担軽減につな

がる。こうしたことを最大限に実現できるよう、休日の学校部活動の地域移行に向けて取り組んでいく。

・18 ページに、モデル事業へ参加した生徒たちの生の声をまとめた。今後とも、休日の学校部活動地域移行を推進し、生徒のスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会の創出に努めていく。最後に、モデル事業の当日の様子を御覧いただきたい。

《正面のスクリーンに映像が流れる。》

- ・こちらは、初級中級コースでの練習風景である。コートごとに指導者が付き、生徒もアドバイスを受けながら、ストロークやサーブの練習を行い、どの生徒も意欲的に取り組み、充実した時間を過ごしていた。

(市長)

- ・それでは、ただいま、教育指導課長から説明があった内容について御意見等をお伺いしたい。

(笠井委員)

- ・最後の動画を見て、地域移行後には、非常に整った設備で指導者の人数が確保されれば、非常に良い経験になると思った。
- ・資料の6 ページについて、長期的には、平日の部活動も移行していくことになると思うが、この調査は休日の部活動に対する指導希望調査であるのか。また、指導者が不足しているなかで、教師が部活動を指導する、しないの希望がなかなか通りにくい状況であると思うが、そのあたりの調整はどうなっているのか。

(参事兼教育指導課長)

- ・1 点目の質問である希望調査については、休日の部活動地域移行を対象に実施したものである。
- ・2 点目について、昨年度の指導希望調査や兼職兼業の希望者、協力いただける関係団体により指導者数は何とか足りうるという見通しであるが、あくまで、調査による数は昨年度のものであることを念頭に置きながら、今後、働き方改革として、可能な限り希望のとおり進めていきたいと考えている。

(下古谷委員)

- ・笠井委員の意見に関連するが、基本的に、平日は学校の先生方が担当されて、休日に対しては、外部の方をお願いをします。希望する教員は、休日も指導してもよいという方向性であると認識しているが、働き方改革という観点の方から

みると、希望する教員は、休日も働き、兼職することになるため、1カ月の労働時間としては、結局減らずに労基的には、全労働時間に含まれてしまうので、そのあたり一度、調べた方がよいと思う。

・企業の方を外部コーチとして活用した場合について、例えば、平日で8時間の勤務をした後に、課外活動をお願いする場合は、その時間は残業手当を支払う必要が労基的にあると聞いた。また、地方公務員法との違いがあるかもしれないが、休日に指導する時間は、本来勤めている会社の全労働時間の中に、部活動指導した時間も含まれると思うので、全労働時間としてはあまり減らないのではないかと思う。

・生徒指導面として生徒の目線で見たとときに、平日は学校の先生、休日は外部の方の指導となると、お互いに指導の情報のやりとりを密にしていかないと、齟齬が生じる。外部の指導は、回数的にはそれほど多くないので、あまり影響しないという考え方もあるとは思いますが、特に熱心な教員の方と、外部の方との情報共有は、密にしていくなければならないと感じている。

(参事兼教育指導課長)

・1点目の質問について、兼職兼業される方は、先生の身分ではなく、地域の人材ということになるが、残業手当の支払う必要性については、確認をさせていただく。ただ、地域人材として時給で手当が支給されることになっている。

・2点目の生徒指導、休日と平日の指導の連携については、委員の言われるとおりであり、アンケート調査における課題として、学校と同じような指導を休日でも欲しいという声も上がっており、生徒への影響も考えると、今後の連携について協議会等や他市町の状況も聞きながら検討していく。

(教育指導課部活動地域移行準備室長)

・下古谷委員が言われた労基法上、時間外手当が発生するという点について、今回の場合は、1時間当たりの単価を支払う予定であり、教職員の処遇改善になり、意欲の向上に繋がると考えている。また、平日の時間外労働時間と休日の時間が月80時間を超えることは問題があるので、学校長により管理するように努めていただく。

(教育長)

・兼職兼業の話が出てきてから、労働時間のことは言われてきており、対応については、先ほど説明したとおりであるが、今後の見通しが非常に難しいところがある。時間外労働時間に兼職兼業の時間は含まないのではないかという話も出てきている。

(松嶋委員)

- ・このアンケートで希望すると答えた方 21%、69 名の意思も尊重した形で兼職という形をとりたいという主旨だと思う。ただ、一方で労働時間の問題として、今後進めていくなかで、民間の外部指導者との密に連絡調整をする時間は、プラスアルファの業務として発生し、普通の平時の業務時間内のところでこなしていかなければならなくなるため、指導を希望した方の業務過多が発生してくると思われる。
- ・全体を捉えて 1 人当たりの削減時間や全教員 330 人の総時間数は、この取組をすれば下がるのは明らかであるが、指導を希望する 69 人だけは、移行前に比べ 2 割の労働時間が増えることなどが発生しうる可能性が多分にある。
- ・先ほど、モチベーションの話もあったが、お金という手当は、モチベーションは上げるが、企業でも同じく、短期的なモチベーションの上昇にしか繋がらない。長期的に制度化されていくと、手当が付いて当たり前の感覚になるので、モチベーションのキープができない。それは、成果主義型のビジネスモデルが今失敗してきている事例であると思う。
- ・そういった中で、個に注目したときに、業務過多となって、それが心身の疲れとなり、心の病気に繋がる可能性や危険性を多分に孕んでいるため、そういったところも踏まえて考えていく必要がある。

(下古谷委員)

- ・平日は教員が部活動を指導し、休日は外部の方に委託をするとすると、平日に部活動を担当する先生と、担当しない先生も出てくるのか。平日に担当しない先生が出てくるとすると、不公平感というか、担当する、しないのでは、重みが変わってくる気がする。課外活動であるため、基本的には、教員の意思が尊重され、担当をしなくてもいいということであれば、担当する先生とそうでない先生で、仕事上の偏りが生じると思うが、そのあたりいかがか。

(参事兼教育指導課長)

- ・様々な事情もあるため、現在も全員が部活動を担当しているわけではない。顧問は、基本的には 2 人制であるが、人員が不足するところを部活動指導員にて補っている。
- ・学校部活動の扱いについて、現在は、学校教育の一環とはなっているが、数年後の学習指導要領改訂に際して、部活動の扱いを国の方がどうするのかというのが注目されている。そのあたりが流動的な部分もあり、注視していく必要があると考えている。

(下古谷委員)

・個人的には感じているのは、日本の文化として、部活動を指導するということが、教員の仕事の中にあると思う。世界的に見ると、部活動を教員が指導するというのは少なく、教員は基本、勉強や教育を中心となっているところが多いと思うので、今後、地域に移行されていくことを望んでいる。

(市長)

・先ほどの話にあった学習指導要領の改訂はいつ頃になるのか。

(参事兼教育指導課長)

・10年に1回改訂され、前回は平成29年であるため、令和9年に新たに改訂される予定である。

(市長)

・部活動が学校部活動という位置付けではなく、学校の範疇ではなくなる可能性も大いにある中で、国の方で令和8年度までに休日の部活動を完全に地域移行していくという方向性があり、その後は休日だけではなく、平日も地域移行していくという学習指導要領の改訂になる可能性が非常に高いという認識で、本市として向こう何年間の移行に向けた取組を進めていくのがいいのか。もしくは、令和9年度の改訂までは、令和8年度までに完全に移行ができなかったとしても、いずれそうなっていくというような方向性でいくのがいいのか。

・学校の部活動として実施しているという意識が子どもたち、保護者の中にもある。少子化により各種目の部活を各学校で全て実施することができないため、これまで共同で実施してきたが、完全に学校から部活動が離れ、子どもたちの運動・音楽活動の方向性が社会的に大きく変わってくるとなると、大会の在り方も変わってくることも鑑みながら取組を進めていく必要性が高いということになるのか。

(参事兼教育指導課長)

・中体連では、令和6年度からクラブチームも大会に参加できるようになってきた。国は3年間での移行と言っているが、今までの長い部活動の歴史を数年間で、大きく変えるのは非常に難しいということで、国も県も、まずは休日の部活動を地域移行しようと、それが難しい場合は、地域の人と連携していこうというように、少しずつ考え方が変わってきているため、平日の扱いについて、注視していく必要があると考えている。

(教育長)

・奈良県が来年から県が主導的に進めていくという取り決めをしたということで、今後、県を挙げてということころも出てくるのではないかと考えている。現時点では、三重県内では統一された動きが取れていない状況である。

(市長)

・部活動を1つの学校教育の一環と思い、皆がどこかの部活動に入るという環境で、学生生活を過ごしてきた経緯がある。今後、時代の変化により、高校野球などの高校の大会も変化していくということを予測しながら、部活動の地域移行をどのように良い方向性へ結びつけていくかについて、子どもたちの成長も考えて取り組んでいくことになるため、非常に重要な施策の1つであるという認識である。今後、十分な情報収集に努め、先行きの見通しを立てていきながら実施していく必要があることを改めて感じている。休日だけでなく、平日の移行となるとかなりハードル高い取組であると感じている。

(下古谷委員)

・個人的には、部活動というのは、子どもたちの人間力をつけていくためには、なくてはならない活動だと思っているので、全てをなくしてしまうのは難しく、逆に教育的観点からしてもよくないと思う。

・働き方改革を主眼に置いたときには、教員の負担が様々なところで、多々ある中で、まず、取り組めるところで、休日を移行していくというのは大きなことだと感じているが、子どもたちを育てるという意味では、部活動も大事な1つの要素と思う。

(参事兼教育指導課長)

・平日の負担を減らすための方策として他府県の例を見ると、岐阜県であったと思うが、平日の部活動の時間をもう1日少なくする取組として、活動内容をミーティングに変更して、17時には子ども達を帰宅させている。これは、校長会の方から申し出があって、県自体でそういった取組をしている。また、少子化にも関わらず、部活動の種目数があまり減っていないことが、教員の負担となっているため、種目数を見直そうといった動きがみられている。

(市長)

・色々な事例を検討しながら、本市に合った取組について、今後も皆さんと十分に議論を深めていきたいので、よろしく願います。

・他に意見が無いため、次の議事に移る。

《総合政策課長から「鈴鹿市教育大綱の策定について」資料2-1から2-4に基づき説明》

- ・「教育大綱」については、昨年10月の第2回総合教育会議において皆様に協議いただいた後に、市議会全員協議会での協議、また、パブリックコメントを実施した。頂いた意見に対し、事務局で修正を加えた部分を赤字で表示したものが資料2-1である。
- ・資料2-2は、昨年12月から本年1月にかけて実施したパブリックコメントについて、教育大綱（案）に対して提出された御意見並びに対応一覧表であり、全部で3件の意見が提出された。
- ・資料2-3は、昨年11月の市議会全員協議会からの御意見並びに対応を掲載している。
- ・資料2-4は前回、第2回総合教育会議における御意見並びに対応を一覧表としてまとめたものである。
- ・修正点について、資料2-2パブリックコメント、No.1のところ、全体についての意見として、用語解説を計画の最後にまとめて掲載するのではなく、分かりやすくするためにも記述されているページなどで意味を表記してはどうかとの意見を頂いたので、ページ下段に注釈を付けることとした。なお、資料2-3でも同様の意見を11月の市議会全員協議会でも頂戴した。
- ・次に、No.2の「1 めざす子どもの姿」について、5段落目の内容であれば、こども基本法第3条及び第11条について触れるべきとの意見がありましたので、これらの内容について追記した。
- ・資料2-1では、8ページから「めざす子どもの姿」が始まっているため、5段落目は、9ページである。同ページにおいて、赤字部分が追記した箇所である。
- ・No.3について、基本目標「(2) 家庭や地域とともにある学校づくりを推進します」での記述について、学校と教員について、主体的に動く部分があまり読み取れないように感じるという中で、③部分、4段落目、最終2行に記載されている内容について、既存の土・日・祝まで部活動を延長する考えのままで、この記述は行うべきではないとの意見があったので、資料2-1、12ページ赤字のとおり学校部活動と地域クラブ活動の概念を明確に区別した表現を用いて、文章を修正した。
- ・資料2-3、上段「全員協議会（令和5年11月13日）からの意見一覧」につきましては、先ほど説明した内容のとおりである。
- ・資料2-4、「総合教育会議（令和5年10月31日開催）での意見一覧」のNo.1について、子どもたちの教育を変化させるとともに大人たちの考え方・概念の

進展に取り組むという表現を工夫できるとよいとの意見を頂いたので、資料2-1、9ページ下段、赤字のとおり修正した。

- ・No.2について、資料2-1、9ページ1行目、当初「人と人のつながり」と表現されていた部分を、2段落目3行目終わりの表現と合わせ「人と人とのつながり」と修正した。
- ・No.3「教育DX」という表現について、DXを活用して教育を進化させるというようなニュアンスが入ってくるともう少し分かり易くなるのではないかと御意見を頂いたので、資料2-1、5ページ「2 社会の急激な変化に伴う学びの在り方」1段落目の赤字のとおり、また、11ページ、赤字のとおり修正した。
- ・その他、細かな字句の修正を行ったのが、赤字・グレーの色の箇所である。
- ・以上が修正箇所となるが、教育大綱は、市長が総合教育会議において協議・調整して策定するとされていることから、この内容を最終案としたいと考えているため、本日の協議をよろしく願いたい。

(市長)

- ・それでは、ただいま、総合政策課長から説明があった内容について御意見等をお伺いしたい。

(笠井委員)

- ・意見としてであるが、資料2-1の9ページの赤字の修正部分については、自分も反省すべき点があり、多様化した社会において、DXの活用などが変化する世の中で、子どもたちだけでなく、我々大人や地域、皆がその変化についていかななくてはならない、私たちの大人の考え方も新たな時代に対応できるように変化しないといけないと、先ほどの説明を聞いて改めて感じたので、自らも反省もしながら、取り組んでまいりたい。

(市長)

- ・それでは、本日の皆様からの御意見を踏まえて、改めて庁内会議へ諮り、次期「鈴鹿市教育大綱」を確定してまいりたい。
- ・他に意見が無いため、報告事項に移る。

(3) 事項3について

《教育政策課長から「天栄中学校区における学校再編計画について」資料3に基づき説明》

(参事兼教育政策課長)

- ・教育政策課から本年度12月に策定した「天栄中学校区における学校再編計画」について、報告する。
- ・資料の1ページに記載のとおり、令和14年4月をめどに、天栄中学校区の4つの小学校と天栄中学校を1つの学校として、新たな教育環境として本市のモデルともなる「義務教育学校」の早期開校をめざす。また、複式学級の発生による、学校運営上の課題は多岐にわたり、児童に与える影響が大きいと考えられることから、複式学級が発生する見込みの合川小学校、天名小学校の2校に郡山小学校を加えた3校により、令和8年4月に、現在の郡山小学校の校舎を活用して「新たな小学校」を開校する。
- ・2ページ『「義務教育学校」開校に向けた考え方』について、教育委員会では、これまで、各中学校区における小学校・中学校の連携を重点取組として、教育活動を推進してきた。「義務教育学校」は、柔軟な学年段階の区切りの設定が可能であり、小学校課程・中学校課程の9年間を見通して発達段階に応じた教育課程が編制でき、「小中一貫教育」を実施する上で、より効果的な教育活動の実現が可能となる。天栄中学校区においては、小学校、中学校の枠組みにとられない9年間の一貫した系統的な教育課程、指導体制を構築していく。また、本市が開校する「義務教育学校」は、市内のどこからでも通学を可能とする「特認校」を想定して検討している。
- ・『「義務教育学校」開校に向けての課題』について、今後は、小中一貫教育の実施に当たっての基本的な考え方を整理し、開校後の学校運営が円滑にすすめるよう準備する。また、栄小学校については、「義務教育学校」開校時に、再編の対象となることから、新たな環境で安心して学校生活を送ることができるよう、開校前からの小学校同士の交流や、カリキュラムの編成など、天栄中学校区での校区連携をこれまで以上に深めるなど、継続的な取組を実施する。そのほかにも、現在、通学区域の弾力化の取組の一環で、稲生小学校区の児童生徒を対象に、天栄中学校への就学を認めていることから、これまでの弾力化の取組内容を踏まえた運用とするなど、配慮が必要となる。このため、「特認校制度」については、天栄中学校区以外の地域から受け入れる対象学年や人数受入期間等を考慮した制度設計を実施していく。
- ・3ページに記載のとおり、合川小学校、天名小学校、郡山小学校の3校で学校再編を行い、令和8年4月に「新たな小学校」を開校することとした。この「新たな小学校」では、これまで3校で培われてきた取組を継承し、先進的な教育を実践する学校をめざすとともに、「新たな小学校」で構築された教育環境や得られた知見を生かして、「義務教育学校」への移行につなげていく。
- ・「再編計画」策定後の取組として、本年1月には、資料に記載のとおり各小学

校のPTA役員会などで、再編計画策定を報告した。どの小学校においても、スクールバスの運行や、準備委員会の進め方について質問が出された。

- ・スクールバスについては、現在、アンケート調査を実施中であるが、対象は、合川小学校、天名小学校に通学している児童の保護者及び合川・天名小学校区に居住する未就学児の保護者である。このアンケート調査により、自宅から停留所までの距離や、スクールバスを運行する上で懸念される点など、保護者の意向等の設問を通じて把握し、調査結果は、スクールバスの対象エリア選定など今後の全市的な考え方の整理に向けて活用していきたいと考えている。
- ・4ページの「新たな小学校」開校に向けた取組として、令和6年4月を目途に、保護者や地域住民、学校関係者で構成される準備委員会を立ち上げるため、現在、準備を進めているところである。資料右上の図は、準備委員会の体制イメージで、運営等の詳細については、現在、調整中であるが、3月の中旬には、代表者の選出をお願いする予定である。
- ・情報発信の取組について、今後は、具体的に準備を進めていくことになるため、各検討項目の取組状況や進め方などは、これまで以上に情報発信する必要があることから、教育委員会ホームページの学校再編に関する専用ページの認知度の向上や、掲載内容の更なる充実に向けて取り組み、また、教育政策課で作成し地域に配布してきた「教育委員会からのお知らせ」の発行頻度の向上に努め、保護者や地域住民の皆様に周知していく。

(市長)

- ・それでは、ただいま、教育政策課長から報告があった内容について御意見等をお伺いしたい。

(市長)

- ・本市で初めてのことになるため、現在、地域への丁寧な説明により、少しずつ、地域の皆さん方にも御理解をいただいているところである。
- ・他に意見が無いため、報告事項に移る。

≪教育指導課長から「本市の通級指導教室及び医療的ケアに係る取組状況について」資料4に基づき説明≫

(参事兼教育指導課長)

- ・資料4の「1 通級指導教室の運営」について、通級による指導とは、児童生徒の障がいによる困難を改善・克服するため、特別の教育課程を編成し、障がいの状況に応じた指導を行うことである。

- ・本市では、昨年度までは、通級指導教室が設置されている自校で指導を受ける自校通級と自校に通級指導教室が設置されていない場合は、設置されている他の学校で指導を受ける他校通級を実施してきた。前回の総合教育会議で御説明したが、本年度は、指導者が複数配置されている学校の中で、神戸小学校、創徳中学校で、巡回指導を開始した。なお、令和5年12月15日時点で、神戸小学校では、他の2校10名の児童、創徳中学校では、他の5校11名の生徒に、巡回指導を行っている。巡回指導を希望する児童生徒は増加しており、巡回指導のニーズが高まっている。
- ・巡回指導の成果として、中学校では、保護者の送迎等が不要であることから、緊急性のある生徒を速やかに巡回指導につなげることができた。
- ・課題としては、通級指導教室担当者の負担面を考慮すると、通級指導教室が設置されていない全ての学校への巡回指導の拡大は困難であることが挙げられる。
- ・「(4)アウトリーチ」については、こちらの取組も今年度から開始し、通級指導教室担当者が、指導を行っている児童生徒の在籍校での様子などの観察を行う。
- ・成果として、通級指導教室担当者が、指導している児童生徒の在籍校での様子を丁寧に把握することができ、通級指導教室での指導に生かしたり、通級指導教室担当者が担任に指導助言を行い、通常学級での支援方法について協議したりすることができた。
- ・課題としては、アウトリーチに係る周知が不十分であり、活用促進が図られなかったことから、次年度以降は、あらゆる機会を捉えて、周知徹底を図る。
- ・「2 学校における医療的ケアについて」であるが、令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）」が施行されたことを踏まえ、文部科学省から市教委や学校の取り組むべき内容等について通知され、本通知を受け本市では今年度から、医療的ケア運営協議会を設置し、記載したような構成員でこれまで2回実施した。なお、3回目は本年3月に開催する予定である。
- ・運営協議会では、今年度は主に、「鈴鹿市立学校における医療的ケア実施に関するガイドライン」及び様式の検討を行った。
- ・現在、市内の小学校には3名の医療的ケア児が在籍している。次年度については、現段階で、医療的ケアを必要とする児童が、小学校に入学する予定はないが、3名の内1名の対象児童が中学校に進学する予定となっているため、円滑な接続に向けて取り組んでいく。

(市長)

- ・それでは、ただいま、教育指導課長から報告があった内容について御意見等をお伺いしたい。

(笠井委員)

- ・緊急性のある生徒という記載があるが、どういう状況をいうのか。

(参事兼教育指導課長)

- ・緊急性というのは、学校における生徒の様子を見て、精神的に不安であるなどの場合、生徒に個別で話を聞いた上で、学校から依頼があった場合には、速やかに対応できるという意味である。

(笠井委員)

- ・私は産業医もしていて、鬱病、希死願念、いわゆる死にたいと思うような方を拾い出すための質問表があるので、規定のこういう場合に、緊急性があると同意するガイドラインや決まりがあるのかどうか。また、対応する先生や指導員の方によって、緊急性の有無に認識のずれがないかどうかの確認という意味でこの質問をした。

(参事兼教育指導課長)

- ・チェックリストはないが、学校にはスクールカウンセラーの先生による面談の実施や支援が必要と思われる生徒には支援会議を行っている。その中で、やはり支援が必要な児童生徒を速やかに判断し、通級指導教室設置校に依頼することになっている。

(笠井委員)

- ・医療的ケア児については、医師の指示のもと何かの医療行為を必要とされるような児童生徒のことであると思うが、具体的な指示は主治医から出されていて、何か問題が起こったときには、校医もフォローアップをできるような連携体制が取れているのか。

(参事兼教育指導課長)

- ・医療的ケアに係るガイドラインは、今年度作成したものである。主治医により、どのような医療的ケアが必要であるかという指示が出されている。基本的には、主治医の指導のもと医療的ケアを実施するが、校医とは情報共有している。また、管理職、看護師への研修も実施している。

(市長)

- ・先ほどの医療的ケアの説明に対し、何か補足はあるか。

(参事兼教育指導課長)

- ・医療的ケアを必要とする3名のうち、1名が中学校に進学すると説明したが、誤りがあった。来年度、中学校へ進学する予定の生徒はいないというのが正しい説明であった。

(服部委員)

- ・今年度から巡回指導を実施できたのは、指導者の増配置によるものであるのか。

(参事兼教育指導課長)

- ・昨年度、国からの通級指導教室についての通知文において、自校通級、他校通級に加えて巡回指導が非常に重要であることが述べられていたので、本市においても、今年度から複数配置の自校通級指導教室の担当者による巡回指導を実施することとした。

(服部委員)

- ・やはり現場としては、先ほど笠井委員が言われたように、緊急性を要する場合や、何とか子どもたちのためにとという思いがあるので、この巡回指導というのがあるがたいと感じている。
- ・課題のところにも書いてあるが、通級担当の先生の負担が増え過ぎることについては、働き方改革という面からも検討して欲しい。
- ・通級という制度は、子どもたちにとって本当に必要な制度であるため、色々と試行錯誤の上で、取り組んでいただくようお願いする。

(市長)

- ・他に意見が無いため、報告事項に移る。

《教育指導課長から「学力向上について」資料5-1から5-3に基づき説明》

(参事兼教育指導課長)

- ・資料5-1は、令和5年度 学力向上の取組について、資料5-2は、各種ワークシートと解説、資料5-3は、授業力UP5★となっている。
- ・「学力向上」について、教育指導課から令和5年度の学力向上の重点取組と今後に向けた取組を報告する。重点取組は3点であり、1点目は、「読解力向上ワー

クシート」、2点目は「授業力UP 5★」、3点目は「学力向上分析シート」である。

- ・資料5-1「1 読解力向上ワークシート」の取組について、読解力向上ワークシートとは、基礎的な読解力向上を目的に、令和4年度から取り組み始めた、各種ワークシートの総称である。それぞれのワークシートの内容について、説明するので、資料5-2を御覧いただきたい。
- ・小学校1・2年生は、言葉のまとまりを意識して文章を読めるようになること、また、主語と述語の関係を正しく理解することを目的とし、音読・視写に取り組んでいる。子どもたちが興味関心をもって取り組めるよう、親しみのある昔話を題材としている。
- ・2ページに記載のとおり、2年生では、2学期から書かれている内容の大体を読み取れるように、読解問題にも取り組んでいる。
- ・3ページでは、小学校3・4年生を対象としたワークシートについて記載している。小学校中学年以降は、新聞記事を題材とし、読解力を育むことを目的としたワークシートになっている。問題の解き方やキーワードの見つけ方など、解説資料と併せて各校へ提供している。
- ・4、5ページは、小学校5・6年生と中学校1・2年生を対象とした、読売新聞社の「よむYOMU ワークシート」である。解説資料に加え、各ワークシートに取り上げられた新聞記事と関連する別の記事が補足資料として提供されている。
- ・続いて、「よむYOMU ワークシート」の取組状況について、児童生徒アンケート及び教師用アンケートの結果に基づき報告する。再び資料5-1を御覧いただきたい。上段の円グラフは、今年7月に実施した「よむYOMU ワークシート」に関する本市児童生徒のアンケート結果である。小学校、中学校ともにおよそ80%の児童生徒が、「よむYOMU ワークシート」について、肯定的な回答をしていることが読み取れる。自由記述欄には、「一文字一文字を意識して文章を読むことが得意になり好きになった。」、「今まで新聞は、大まかなところしか読んでいなかったけど、細かいところまで読むと新たな学びがあって、面白くなった。」といった意見が寄せられており、児童生徒自身が語彙力や読解力が身に付いてきたと実感していることが分かった。
- ・1ページの下段には、1月に実施した教師用アンケートの結果を掲載した。「読解力の基礎を身に付けることに繋がっている」という質問に対しては、小学校は92.7%、中学校は78.7%の先生方が肯定的な回答をしている。
- ・2ページに記載のとおり、課題として、定期的には実施されていない、事後指導が行われていないなど、学校間や学級間で取組方法に差が出ていることが挙げられ、学校全体で組織的・継続的な取組を進めていくことが次年度の重点事項

である。

- 中段にあるレーダーチャートの結果は、「よむ YOMU ワークシートに取り組んで、難しいことや、苦手と感ずること」についてのアンケート結果である。小学校、中学校ともに「知らない言葉がある」、「記事に書かれている内容が難しい」と、回答している割合が高くなっている。このような課題については、知らない言葉に出会ったらすぐに辞書で調べる。また、調べた言葉を使って短文作りに取り組む、関連記事を I C T 等で検索するなどの手立てが考えられる。
- 次年度は、「ワークシートの目的について、管理職から再度発信」、「取組方法を担当者と協議の上、職員に周知徹底」を図っていく。以上が、読解力向上ワークシートに関する報告である。
- 続いて、学力向上に関する重点取組の 2 点目、「授業力 U P 5 ★」について報告する。3 ページと資料 5 - 3 も御覧いただきたい。授業改善の 5 つの視点については、先生達にも浸透してきていると実感している。5 つの視点というのは、資料 5 - 3 の ★ 5 のことを指している。一方、中学校において、教科の壁を超えた授業改善の取組を学校全体で進めていくのが難しい現状にある。また、こちらは小中共通の課題でもあるが、従来通りの教師主導の授業が行われているなど、子どもたちが主役の授業となっていないことが課題として挙げられる。
- 3 ページに示したとおり、鳴門アンケートでも授業の工夫について、教師は大きく改善されているのに対して、生徒は 2 回目のアンケート結果が低くなっている。このように、教師と生徒の間で乖離が生じているのが課題である。次年度へ向けては、I C T 端末等を効果的に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を図り、子どもの目線に立った授業改善の取組を進めていく。
- 4 ページに記載の「学力向上分析シート」の取組について報告する。こちらは、各校が、全国学力・学習状況調査の結果や重点取組の状況を記載するシートとなっている。昨年度は、課題改善に向けた取組を記載するまでとなっていたが、今年度は、取組状況を記載する枠を増やした。3 学期末に回収し、各校の学力向上に向けた進捗状況を把握していく。

(市長)

- それでは、ただいま、教育指導課長から報告があった内容について御意見等をお伺いしたい。

(松島委員)

- 「よむ YOMU ワークシート」における課題として組織的、継続的な取組になっていないこと、学校間で取り組む方法が異なっている状況であること、また、「授業力 U P 5 ★」については、学校全体、授業改善の推進が困難であること、子

どもたちが主役の授業となっていないことを挙げているが、統一的な方向性を示して取り組むことにより成果や効果があるため、市全体として取り組んでいこうとするなかで、内容の周知や遂行度が上がらない背景について、どのように考えているのか。

(参事兼教育指導課長)

- ・管理職が再度、発信し、それを組織的に研修部で実施し、実施状況を管理職が確認するというPDCAサイクルができていないところがあるため、再度、周知徹底をしていきたい。

(教育長)

- ・このような取組を実施してきたのが、ここ数年であるため、定量的な概念が浸透するのに、少し時間がかかっていると思う。しかしながら、学校経営において、定量的に改善状況を把握していくという概念の定着を確実に進めてまいりたいと考えている。

(市長)

- ・「よむYOMUワークシート」の取組が昨年からはまり、1年を経過し、アンケート調査では、約8割の児童生徒が肯定的な回答であるが、管理職の管理が徹底されていないと説明にあったが、実際にはどれくらいの学校や先生たちが日常的に活用しているのか。

(参事兼教育指導課長)

- ・「よむYOMUワークシート」を活用した取組は全校で実施されているが、指導主事からは、学級によっては、まとめて印刷し、宿題として実施しているところもあると聞く。活用方法の例について、こちらでも発信しているが、足りない部分もあるのかもしれないが、活用すれば、必ず効果がある良い取組であると評価する先生も一定数いる。

(教育長)

- ・先ほど説明にあったような事例は、特別であり、しっかり定着はしてきている。日常の中に定着させていくことが重要であると考えているため、今後も努力してまいりたい。

(松寫委員)

- ・このようなことは、会社とかでもよくあることであり、こういう方針でやって

いこうとした時に、複数の事業所があると、それぞれの長の考え方や、その物差しが合っていないため、進捗度、遂行度にバラツキが出ることは、どこの組織でもあることだと思う。

- 1日でも早くそのベクトルを揃えることができるか、できないかによって、この目的である学力向上に大きく関わってくるという認識のベクトルだけは、まず合わせておく必要がある。そうでなければ、いくら発信をしても、受ける側がその意識がないと、その取組や行動までに移っていかないと思うので、そのあたりを発信のところに付け加えていただきたい。
- 資料5-3「授業力UP5★」の「めあて」のところで、主体的という言葉が使われているが、この取組は、小学校低学年から高学年、そして中学校を対象として共通して含めたものであると認識しているが、主体的に学習に取り組める「めあて」になっているかというところを、小学校低学年ないし中学年、小学校高学年においても、主体的に学習に取り組むということは、非常にハードルが高いと思う。
- 言葉の意味は、大切にしたいところであるが、自主的と、主体的は違う。おそらく、小学校低学年は、まず自主性、自主的というところを実行できるようになり、そこから主体的に取り組むというように、行動がブラッシュアップされていくイメージの方が現実に近いと思う。
- そういった意味では、先ほど報告にあった義務教育学校の9年間において、まず自主的に学習に取り組む態度や姿勢を身に付け、ある段階から、主体的に自分たちで学習の内容を考えて組み立てていくこととなる。
- 自主的の場合は、決まっているところに、そこに自ら参加するというところであるが、主体的というのは、ゼロのところから、自分たちで考えて、遂行していく行動していくという、この違いがあるので、やはり小学校低学年に主体的な学習は難しいと感じる。
- 例えば、この言葉1つにとっても、これを教職員が受け取ったときに、主体的というところをどのように捉えて、学習に反映させるときに、どんな児童生徒になってもらいたいかというイメージするところで、自主的、自主性として捉えてしまっている人と、主体的という意味をきちんと理解した上で、授業に取り組んでいる人では、やはり結果が変わってくると思う。ねらいの背景にあるところ、そして、目指したいところ、到達したときにどんなことが起こるのか、どんな人が、人間力が形成されているのかという一本のベクトルがしっかり見えている状態を、教職員の皆さんが同じベクトルで持つことが必要であると思うので、そのあたりを発信のところに加えていっていただきたい。

(市長)

- ・本日の議事・報告は全て終了したが、教育委員の皆様方から、今後の改善や課題解決に繋がる御意見を頂戴したので、今後の取組に取り入れていただくようお願いする。
- ・事務局から補足があればお願いしたい。

《事務局から 報告》

(参事兼総合政策課長)

- ・次回の総合教育会議の開催について、事前に市長とテーマを協議した上で、適切な時期に開催をさせていただきたい。教育委員の皆様方におかれては、日程調整の際には、引き続き御協力をお願いしたい。

《市長から閉会の挨拶》

- ・以上をもって、令和5年度第3回鈴鹿市総合教育会議を閉会する。